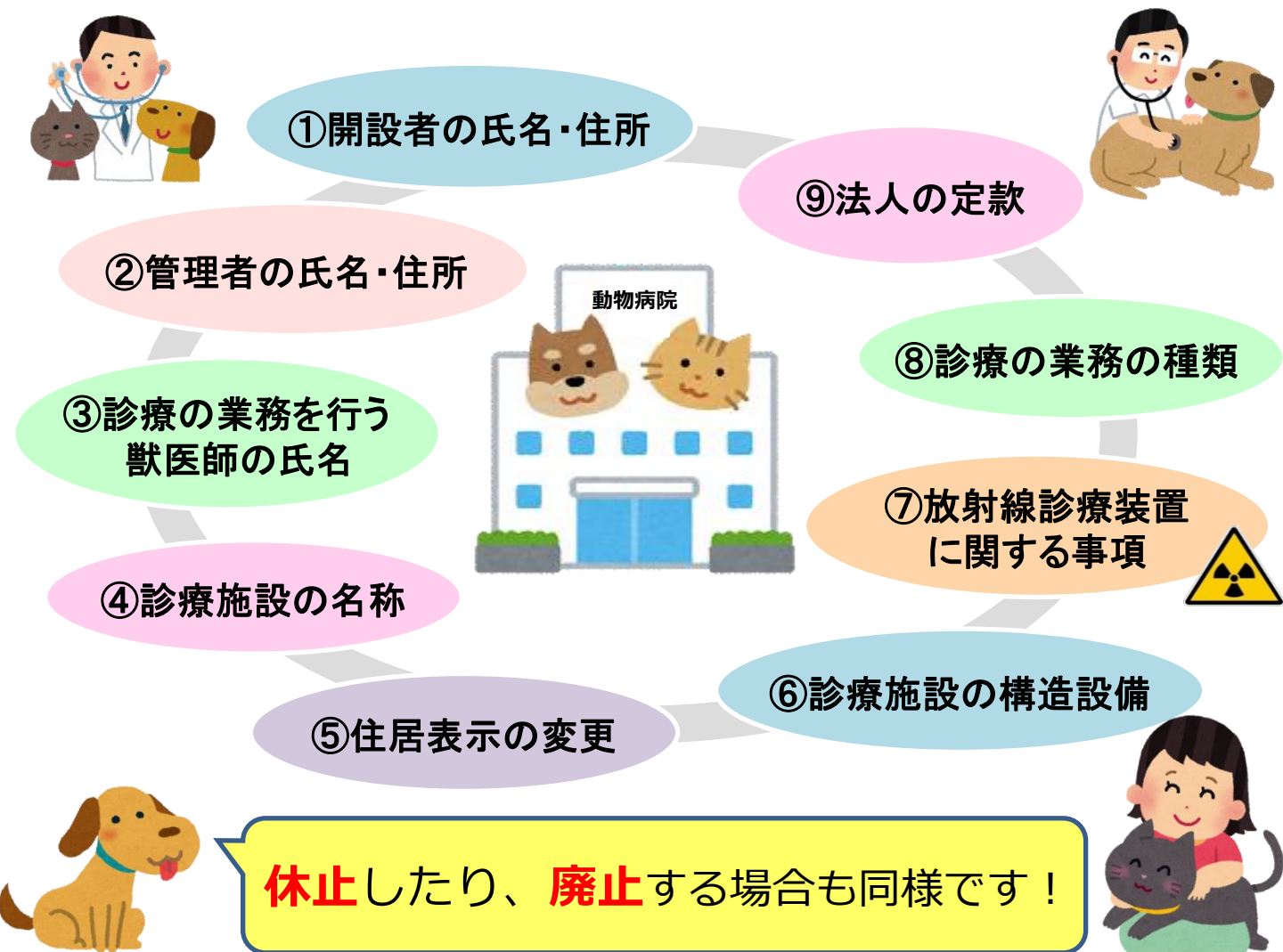


届け出た事項に変更があれば、

# 変更届の提出が必要です!!



次の①から⑨に変更があった場合、**10日以内**に  
都道府県の担当窓口に変更届を提出してください。  
(獣医療法第3条、獣医療法施行規則第1条)



詳しくは県HPを御覧ください。

岐阜県 獣医 届出

検索

<http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/chikusan/kachiku-eisei/11437/index3.html>

【届出先・お問合せ先】 **岐阜県東濃家畜保健衛生所**

〒509-7203 岐阜県恵那市長島町正家後田1067-71

電話:0573-26-1111(内線394)

FAX:0573-25-7669



## 飼育動物診療施設の開設に関する届出

飼育動物診療施設の開設等（新規開設、届出事項の変更、休止、廃止）をした場合には、獣医療法の規定に基づき10日以内に届出が必要です。お問い合わせ先（書類提出先）は、最寄りの家畜保健衛生所です。届出をされる方は、事前相談をお願いします。

### ○飼育動物診療施設開設届

項目	内 容
届出根拠	獣医療法第3条
提出時期	施設開設日から10日以内
届出様式	<a href="#">飼育動物診療施設開設届</a> [Word形式44KB]
提出部数	1部
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の構造設備の概要 [Excel形式23KB]</li> <li>・施設の平面図、周辺図</li> <li>・放射線装置の概要 [Excel形式94KB]</li> </ul> 獣医師免許証の写し 法人の場合は、定款

### ○飼育動物診療施設届出事項変更届

項目	内 容
届出根拠	獣医療法第3条
提出時期	届出事項に変更が生じてから10日以内
届出様式	<a href="#">飼育動物診療施設開設届出事項変更届</a> [Word形式44KB]
提出部数	1部
添付書類	施設変更の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の構造設備の概要 [Excel形式23KB]</li> <li>・施設の平面図</li> <li>・放射線装置の概要 [Excel形式94KB]</li> </ul> 獣医師の変更は、獣医師免許証の写し 定款を変更した場合は、定款

### ○飼育動物診療施設の休止、再開、廃止の届出

項目	内 容
届出根拠	獣医療法第3条
提出時期	事由が生じてから10日以内
届出様式	<a href="#">飼育動物診療施設廃止（休止・再開）届</a> [Word形式24KB]
提出部数	1部
添付書類	なし